10　受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正政令第 41 号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の２に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。又、道路交通法施行令（令和 2 年 6 月改正 政令第 181 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

11　受注者は、踏切、スクールゾーンなど、事故が人命に重大な影響を及ぼす区間に、交通誘導警備員等を配置し、交通の安全と円滑を図るものとする。

12　受注者は、建設工事の施工に伴う、土砂及び工事用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、資材の過積載などによる事故防止を図らなければならない。

13　『土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法』の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するものとする。

14　受注者は、運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上について十分留意するとともに下請負者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。

２．交通規制等

１　受注者は、道路の一部の車線又は４車線以上の道路においてその一部の車線通行の禁止をする場合、禁止区間の延長は改良工事については、１区間の施工延長は、土砂、資材、器具等の置場を含めて、市街部では 200m以内、郊外部では 400m以内を標準とする。舗装工事に当たっては１日の工程の範囲とし、その他工事については、これに準ずるものとする。

２　受注者は、２車線道路での片側通行禁止等の区間を設けた場合には、交通誘導警備員の配置、信号機の設置その他適当な方法により交通整理を行って、常に円滑な交通の確保に努めなければならない。

３　受注者は、通行禁止を行う場合は、原則としてまわり道を設けなければならない。なお、通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は必ず確保するとともに火災、その他の急を要する事態の発生に対しすみやかに対処できるよう措置しておかなければならない。

４　交通規制の期間は必要最小限にとどめるよう努めなければならない。

３．交通誘導警備員の資格

現道に係わる工事現場においては、交通誘導警備業務は原則として、警備業者の交通誘導警備員が行わなければならない。

受注者は、市街地（人口集中地区及び準人口集中地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。

（１）交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を１名以上配置しなければならない。

（２）検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。

やむを得ない理由により検定合格者を含む交通誘導警備員を配置できない場合は、その理由書と

交通処理計画を工事監督員に提出し、対応を協議しなければならない。

４．海上交通

１　受注者は、作業船等が船舶の輻輳（ふくそう）している区域を航行する場合は、作業区域への航行船舶の進入等を十分注意し、事故防止に努めなければならない。

２　受注者は、船舶の航行等に支障をきたすような物件を海中に落とした場合は、直ちに取り除くか又は標識を設置して危険箇所を明示し、関係官公署に報告しなければばらない。

３　受注者は、航行中作業船舶が事故又は故障を起こした場合は、すみやかに適切な措置を講じ関係官公署に報告しなければならない。

５．児童の安全対策

１　受注者は、工事現場付近に児童に関する施設があって児童がしばしば工事現場を通行する場合については、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して児童に注意を喚起しなければならない。

２　床堀部等は、原則として滞水の状態にしてはならない。床堀部等が滞水の状態になった場合は、すみやかに安全対策の処置を行わなければならない。児童の通行する場合での床堀部等の危険箇所については、必要に応じ覆工板、網又は柵を設置するなどして事故防止に努めること。

６．老人又は、身体障害者対策

１　受注者は、老人又は、身体障害者などがしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路を確保しなければならない。

７．不法無線局及び無線局の運用違反対策

１　受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（無免許、外国規格の無線機の使用など）の開設、及び無線局の運用違反（アマチュア無線局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

１－１－38　諸法令の遵守

１　受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用については受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

（１）地方自治法　（平成 29 年 6 月改正　法律第 74 号）
（２）建設業法　（令和 元年 6 月改正　法律第 37 号）
（３）下請代金支払遅延等防止法　（平成 21 年 6 月改正　法律第 51 号）
（４）労働基準法　（令和 2 年 3 月改正　法律第 14 号）
（５）労働安全衛生法　（令和 元年 6 月改正　法律第 37 号）
（６）作業環境測定法　（令和 元年 6 月改正　法律第 37 号）
（７）じん肺法　（平成 30 年 7 月改正　法律第 71 号）
（８）雇用保険法　（令和 2 年 6 月改正　法律第 54 号）
（９）労働者災害補償保険法　（令和 2 年 6 月改正　法律第 40 号）
（10）健康保険法　（令和 2 年 6 月改正　法律第 52 号）
（11）中小企業退職金共済法　（令和 2 年 6 月改正　法律第 40 号）
（12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（令和 2 年 3 月改正　法律第 14 号）
（13）出入国管理及び難民認定法　（令和 元年 12 月改正　法律第 63 号）